

議案第 5 2 号

財産の無償譲渡について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

1 無償譲渡をする財産

建 物

| 名称 | 所在 | 構造 | 延床面積 (㎡) | 建築年 |
|--------|--------------|---------------------|-------------|-------|
| 青果卸売場棟 | 市川市鬼高4丁目5番1号 | 鉄骨造 2階建て | 9,870.00 | 昭和47年 |
| 花き卸売場棟 | 市川市鬼高4丁目5番1号 | 鉄骨造 2階建て | 601.44 | 昭和53年 |
| 倉庫 | 市川市鬼高4丁目5番1号 | 鉄骨造 平屋建て | 162.20 | 昭和47年 |
| 便所(西) | 市川市鬼高4丁目5番1号 | コンクリートブロック造 平屋建て | 17.92 | 昭和47年 |
| 便所(南) | 市川市鬼高4丁目5番1号 | コンクリートブロック造 平屋建て | 17.92 | 昭和47年 |
| 警備員詰所 | 市川市鬼高4丁目5番1号 | 鉄骨造 平屋建て | 16.26 | 昭和49年 |

2 無償譲渡の相手方

市川市鬼高4丁目5番1号

株式会社 市川市場

代表取締役社長 和田 孝久

3 無償譲渡の目的

上記相手方による地方卸売市場の開設に当たり、耐用年数を経過した上記建物を無償で譲渡することにより、上記相手方が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするものである。

4 無償譲渡の条件

上記建物は、譲渡を受けた日から上記相手方による地方卸売市場の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償譲渡をする日

平成30年4月1日

理 由

株式会社市川市場による地方卸売市場の開設に当たり、当該法人が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、市川市が所有する市川市地方卸売市場の耐用年数を経過した建物を当該法人に無償で譲渡する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第52号の参考図

無償譲渡をする建物位置図

